

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年2月22日：追加分)

【件名】

- 1 社会福祉法人みのり福祉会について
(福祉保健課) 1

福 祉 保 健 部

みのり福祉会に対する監査指摘と対応状況について

「平成17年～平成22年度の5カ年分」

○基本的な監査の進め方

- ①「区分欄」の年度は、監査実施年度(監査対象は前年度決算)
- ② 監査実施後、「文書指摘事項」を法人に文書で通知して改善状況報告書の提出を求める
- ③ 翌年度監査で改善状況を実地で確認する

平成24年2月22日
福社保健課

区分	文書指摘事項	法人の改善状況報告	当時の県の判断・対応	現在の状況
H17	1 決算理事会・評議員会は、会計年度終了後2月以内に行うこと。また、理事会・評議員会を開催し、次の事項を審議すること。 ア 平成17年度予算(評議員会での審議が必要) イ 土地の賃貸借契約の金額変更及び特別代理人の選任(理事会・評議員会での審議が必要)	会計年度終了2月以内に、理事会・評議員会を開催し、指摘事項について審議し、適正に執行いたします。	・翌年度監査(H18)で確認したところ、会計年度終了2月以内に開催されておらず、未改善であり不適切である。 →H18再指摘 ・ア、イの指摘事項は、改善済	理事会・評議員会の適切な開催と法人の意思決定の明確化、内部牽制機能の強化を指導中(第1回、第2回改善命令)
	2 給与について、時間外支給単価が基本給改正前の額で計算され、支給されているので、適正な給与支給を行うこと。	給与規程の見直しを行い、適正に執行します。	・翌年度監査(H18)で改善状況を確認したところ、未改善であり不適切である。 →H18再指摘	平成19年度監査で改善を確認
	3 契約書のない土地賃借料の支出があるので、履行内容等契約条件を明記した契約書を作成すること。(スポーツ広場)	早急に契約書を作成し、適正な処理を行います。		
	4 ①各施設経理区分から本部経理区分への貸し付けについては、年度内に清算すること。なお、措置費対象施設経理区分、保育園経理区分については年度内でも認められない。 ②個人(理事、施設長)からの借り入れについて、1年以上返済されていないのに、短期借入金で処理されている。また、16年度以降については借用書が作成されていない。	①各施設より本部繰り入れ可能な額を処理し、繰り入れ可能額を超過した貸付金については、年度内に返済するよう計画いたします。保育園経理区分からの貸付金については、今後発生しないように留意いたします。 ②個人借り入れ金については、単年度で処理できるように努力いたします。借用証未作成については、今後、必ず、借用証を作成し処理するようにいたします。	・翌年度監査(H18)で改善状況を確認したところ、①については未改善であり、不適切である。 →①についてはH18再指摘 ・②の個別の指摘事項は改善済	不適切な経理区分間の会計処理は是正されておらず、継続指導中。 (第1回改善命令) ※清算完了には、長期間を要する見込
	5 法人本部として、各施設の経理状況、運営状況を常に把握し、法人の各種規程の取扱い等の指導を適宜行うこと。	本部職員の資質向上を図り、各施設に対する指導を行います。	ずさんな事務処理、経理処理が数多く散見されるため、本部機能の強化が必要と判断 →法令違反ではないため継続指導で対応	具体的に職員体制に踏み込んで、事務処理体制の見直しと内部牽制の確立を指示 (第1回改善命令)
H18	1 補足 ①理事長の親族である理事(理事長の妻、理事長の妻の妹)が2名在籍、不適切な理事の構成。 ※基準では1名まで ②監事に理事長の妻の実弟が在籍、不適切な監事の選任 ※基準では親族は不可	御指摘事項について、役員構成の適正化を図ります。	翌年度監査(H19)で確認したところ、理事・監事とも親族等特殊関係にある者が除籍されていることを確認。	
	2 役員報酬について、役員報酬規程等を再整備し、これに基づき適正な支払を行うこと。	御指摘により役員報酬規程を再整備し適正な支払いを行うようにいたします。	翌年度監査で確認したところ、理事会での議決が得られておらず不適切である。 →H19再指摘	不適切な役員報酬が是正されておらず、不適正支出の回収を指示 (第2回改善命令)
	3 評議員について、地域の代表を加えること。	御指摘のとおり、努力いたします。	翌年度監査(H19)で改善状況を確認したところ、地域代表が入っておらず、継続指導。 →H19再指摘	平成20年度監査で改善を確認
	4 決算について、監事監査、決算理事会及び決算評議員会、資産変更登記は、会計年度終了後2月以内に行うこと。(再指摘)	新設施設が多く決算処理に手間取り期限内に処理できませんでしたが今後、このようなことがないよういたします。	翌年度監査(H19)で改善状況を確認したところ、監事監査、決算理事会、決算評議員について、改善されていたものの、資産変更登記は未改善のまま。	理事会・評議員会の適切な開催と法人の意思決定の明確化、内部牽制機能の強化を指導中 (第1回、第2回改善命令)
	5 次年度予算及び事業計画については、会計年度が始まる前に理事会・評議員会で承認を得ること。(平成18年度予算及び事業計画)	次年度からはこのようなことがないように事務処理の万全を期することにいたします。	翌年度監査(H19)で確認したところ、事前に承認をとっていることを確認	資産変更登記については、平成22年度監査で改善を確認
	6 監事について、監事監査報告を理事会、評議員会で行うこと。	理事会・評議員会における、監査報告について必ず議案の中に明記し適正な役員会であるよういたします。	翌年度監査(H19)で確認したところ、監事監査報告が行なわれていることを確認。	
	7 給与について、時間外支給単価が基本給改定前の額で試算され、支給されているので、適正な給与支給を行うこと。(再指摘)	御指摘のとおり時間外支給単価を見直し適正な給与支給を行います。	翌年度監査(H19)で確認したところ、改善を確認。	

みのり福祉会に対する監査指摘と対応状況について

「平成17年～平成22年度の5カ年分」

○基本的な監査の進め方

- ① 「区分欄」の年度は、監査実施年度(監査対象は前年度決算)
- ② 監査実施後、「文書指摘事項」を法人に文書で通知して改善状況報告書の提出を求める
- ③ 翌年度監査で改善状況を実地で確認する

平成24年2月22日
福祉保健課

区分	文書指摘事項	法人の改善状況報告	当時の県の判断・対応	現在の状況
8	労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条に基づく労使協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ること。(北栄みのりグループホール)	平成18年7月18日付 倉吉労働基準監督署に届きました。	翌年度監査(H19)で確認したところ、改善を確認。	
9	定款に記載している事業毎に経理区分を設けること。	倉吉スターイヤル、サンジュエリーの短期入所事業については、経理区分を別出で行うよう致します。	翌年度監査(H19)で確認したところ、サンジュエリーの短期入所事業について未改善で不適切である。 →H19再指摘	平成20年度監査で改善を確認
10	一件100万円を超える物品購入等については、経理規程に基づき契約書を作成すること。(向山法面工事220万円)	施設内に進入する道路の法面に災害が発生し、進入路確保のため、契約書を交わす余裕がありませんでしたが、今後は御指摘事項を守り適正な運営は図ります。	ずさんな事務処理、経理処理であり、継続した指導が必要と判断。事務処理体制の脆弱が原因と評価 →法令違反ではないため継続指導で対応	事務処理体制の見直しと内部牽制の確立を指示 (第1回、第2回改善命令)
11	契約書のない土地賃借料の支出があるので、履行内容等契約条件を明記した契約書を作成すること。(スポーツ広場)(再指摘)	別添資料のとおり、作成しました。	平成19年度の監査で契約書の作成を確認	
12	平成11年度に個人から受け入れた3千3百万円について、会計に計上すること。	御指摘のとおりに致します。	翌年度監査(H19)で確認したところ、財産目録に借入金として計上されていることを確認。	
H18	13 土地の賃借料について、標準的な設定方法を踏まえ、その水準を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。	御指摘のとおり行えるよう常に点検を忘れず、必要に応じて見直しを行うよう致します。	翌年度監査(H19)で確認したところ、賃借料の見直しがなされていない。 一方で単価アップされているものもあり、不十分な改善状況と判断。 →H19再指摘	不適正な土地取引があったため、改善命令で継続指導中 (第2回改善命令)
14	各施設経理区分から本部経理区分への貸し付けについては、年度内に清算すること。また、1年以上返済されていない個人からの借入について、短期借入金で処理されている。(再指摘)	施設から本部に対する貸付金は、必ず年度内に返すよういたします。個人からの借入金については、御指摘の意に添うようにいたします。	・翌年度監査(H19)で確認したところ、年度内清算されていない。 →H19再指摘 ・個人からの借入については、経理処理を改善。	不適切な経理区分間の会計処理は是正されておらず、継続指導中。 (第1回改善命令) ※清算完了には、長期間を要する見込
15	公益事業に係わる内容について、登記を行うこと。	御指摘のとおりみのり大山については、公益事業用財産として登記し定款に記載しました。	翌年度監査(H19)で確認したところ、未登記であり、未改善。 →H19再指摘	平成22年度監査で改善を確認
1	役員報酬について、理事会での議決が得られていない支出は認められない。(再指摘)	平成17年12月8日開催の理事会で、役員報酬を変更する旨の議決を得ています。	翌年度監査(H20)で確認したところ、理事会議決があつたことを確認	規程にない期末手当の支出は、不適切な役員報酬であり、不適正支出の回収を指示 (第2回改善命令)
2	役員報酬について、証ひょう書類を整備すること。(再指摘)	御指摘のとおり、賃金台帳の整備等も含め整備していくます。	翌年度監査(H20)で確認したところ、役員報酬規程等の整備を確認	
H19	3 評議員について、社会福祉法人審査基準第3の4の(5)に基づき、地域の代表を加えること。(再指摘)	平成20年2月1日より、地域代表として2名加わっていただいております。	翌年度監査(H20)で確認したところ、地域代表が加わっていることを確認	
4	監事について、社会福祉法人審査基準第3の3の(2)に基づき、財務諸表等を監査し得る者を選任すること。	御指摘のとおり早急に選任します。	翌年度監査(H20)で改善状況を確認したところ、財務諸表等を監査し得る者が入っておらず、継続指導。 →H20再指摘	具体的に監査体制に踏み込んで、事務処理体制の見直しと内部牽制の確立を指示 (第1回改善命令)
5	評議員について、評議員会への欠席が続く者が見られる。事務局は出席が可能なように日程調整を行い、それでも、評議員会への欠席が続くようであれば、評議員の改選について検討すること。	今後、各評議員に対する日程調整を行い開催します。	翌年度監査(H20)で改善状況を確認したところ、改善済。	

みのり福祉会に対する監査指摘と対応状況について

「平成17年～平成22年度の5カ年分」

○基本的な監査の進め方

- ① 「区分欄」の年度は、監査実施年度(監査対象は前年度決算)
- ② 監査実施後、「文書指摘事項」を法人に文書で通知して改善状況報告書の提出を求める
- ③ 翌年度監査で改善状況を実地で確認する

平成24年2月22日
福祉保健課

区分	文書指摘事項	法人の改善状況報告	当時の県の判断・対応	現在の状況
6	定款に記載されていない事業（障害福祉サービス事業等）が実施されているので、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第1項に基づき、定款変更を行うこと。	御指摘のとおり定款変更を行います。	翌年度監査(H20)で確認したところ、手続き中であったが、平成22年度監査で確認、改善済	
7	公益事業に係る内容について、登記を行うこと。	御指摘のとおり登記を行います。	翌年度監査(H20)で確認したところ、未登記であったが、平成22年度監査で確認、改善済	
8	基本財産の土地について、定款に記載された面積と全部事項証明書の地積が異なるので、全部事項証明書の表示と同一とすること。 (倉吉市福守町490番の土地、倉吉市福守町593番の土地)	福守町490は1190.80m ² を595.80m ² に、西福守町593は1,126m ² を1,226m ² に早急に訂正します。	翌年度監査(H20)で確認したところ、改善を確認。	
9	基本財産について、県の承認を得ることなく抵当権を設定しているので、貴法人定款第19条に基づき、承認を得ること。 (倉吉市福守町593番の土地、倉吉市福守町407番13の土地、倉吉市福守町407番14の土地、倉吉市福守町406番15の土地及び倉吉市福守町407番地14の建物)	倉吉市福守町407-13の土地、倉吉市福守町407-14の土地及び建物、倉吉市福守町406-15の土地については、平成15年6月13日付けで担保提供の承認を得ていますが、倉吉市福守町593の土地の担保提供については、早急に承認を得るべく申請します。	翌年度監査(H20)で確認したところ、手続き中であったが、平成22年度監査で確認、改善済	
H19 10	土地の賃借料について、標準的な設定方法を踏まえ、その水準を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。	県の指摘を踏まえ、地主と協議した結果、今年度は現在の地代から10%程度の減額なら承諾するとの回答を得た。今後も引き続き協議することとする。	翌年度監査(H20)で改善状況を確認したところ、高額な賃借料が散見され不十分な改善状況、継続指導。 →H20再指摘	不適正な土地取引があったため、改善命令で継続指導中 (第2回改善命令)
11	各施設経理区分から本部経理区分への貸付については、年内に清算すること。	御指摘のとおり、年度内清算するよう努めます。	翌年度監査(H20)で改善状況を確認したところ、不十分な改善状況、継続指導。 →H20再指摘	不適切な経理区分間の会計処理は是正されておらず、継続指導中。 (第1回改善命令) ※清算完了には、長期間を要する見込
12	収支計算内訳書について、社会福祉法人会計基準第4条に基づき、指定事業の種類ごとかつ事業所ごとに経理区分を設けること。	御指摘のとおり実施します。	翌年度監査(H20)で確認したところ、改善を確認。	
13	財産目録について、社会福祉法人会計基準第41条に基づき、公益事業の内容を含め、当該会計年度末における法人のすべての資産を表示すること。	御指摘のとおり表示します。	翌年度監査(H20)で確認したところ、改善を確認。	
14	予算と決算の差異が激しいものについて、補正予算を組むなどし、適正な予算管理を行うこと。	御指摘のとおり実施するよう努めます。	翌年度監査(H20)で改善状況を確認したところ、未改善であり、継続指導。 →H20再指摘	具体的に職員体制に踏み込んで、事務処理体制の見直しと内部牽制の確立を指示 (第1回改善命令)
15	月次報告について、貴法人経理規程第30条に基づき、理事長の承認を得ること。	今後、御指摘のとおり執行します。	翌年度監査(H20)で確認したところ、改善を確認。	

みのり福祉会に対する監査指摘と対応状況について

「平成17年～平成22年度の5カ年分」

○基本的な監査の進め方

- ① 「区分欄」の年度は、監査実施年度(監査対象は前年度決算)
- ② 監査実施後、「文書指摘事項」を法人に文書で通知して改善状況報告書の提出を求める
- ③ 翌年度監査で改善状況を実地で確認する

平成24年2月22日
福祉保健課

区分	文書指摘事項	法人の改善状況報告	当時の県の判断・対応	現在の状況
H19	16 財産目録について、預金残高証明書の値と一致しないので、原因を究明し一致させ、適切な資産管理を行うこと。 (みのりサングリーン：3,337,779円)	3,337,779円のうち、1,737,779円については、みのりサングリーンの18年度監査において不適切な支出と指摘を受け、年度内処理すべく準備をしていた。残りの1,600,000円については、年度末の支払いにあてるため準備していたが、支払いは後日になったため、結果的に手元に残ってしまった。この扱いについて担当税理士とも相談の上財産目録上で流動資産として計上した。すぐに通帳に入金すべきであったが、所長体調を崩し後日の入金となってしまった。今後各施設の経理について、月次報告の審査等指導強化し、適切な資産管理に努めます。	翌年度監査(H20)で改善状況を確認したところ、未改善であり、継続指導。 →H20再指摘	具体的に職員体制に踏み込んで、事務処理体制の見直しと内部牽制の確立を指示 (第1回改善命令)
	17 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見について、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第44条第4項に基づき、各事務所に備え付けて置き、閲覧に供することが可能な体制を整備すること。	御指摘のとおり実施します。	翌年度監査(H20)で確認したところ、改善を確認。	
1	事業追加（関金デイサービスセンター）に関し、所定の手続きを経て定款変更を行うこと。	既に手続き中であります。	翌々年度監査(H22)で確認したところ、改善を確認。	
2	平成19年度決算書について、理事会の議決が取られていないので、議決を取ること。	H20.12.19開催の理事会で追認していただきました。	翌々年度(H22)監査において、理事会・評議員会が適正に開催されていたか、他の事案を含めて検証が必要と判断	理事会・評議員会の適切な開催と法人の意思決定の明確化、内部牽制機能の強化を指導中 (第1回、第2回改善命令)
3	理事会議事録（平成19年6月20日）について、整備すること。	議事録署名人の印を押していただき整備しました。		
4	監事について、社会福祉法人審査基準第3の3の(2)に基づき、財務諸表等を監査し得る者を選任すること。（再指摘）	H20.6.1より選任しています。	翌々年度監査(H22)において確認したが、改善が不十分です。様々な事務処理、経理処理であり、指導が必要と判断、事務処理体制の脆弱が原因と評価	具体的に職員体制に踏み込んで、事務処理体制の見直しと内部牽制の確立を指示 (第1回改善命令)
5	公益事業に係る内容について、登記を行うこと。（再指摘）	既に手続き中であります。		
H20	6 土地の賃借料について、標準的な設定方法を踏まえ、その水準を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。（再指摘）	地権者と協議し、一部の賃借料の見直しを行いました（みのり保育園分）。他についても、今後地権者と協議していきます。	翌々年度監査(H22)で改善状況を確認したところ、ほとんどの土地賃借料について一律に一割の減額を実施したのみで、改善は不十分。 →H22再指摘	不適正な土地取引があったため、改善命令で継続指導中 (第2回改善命令)
	7 基本財産について、県の承認を得ることなく担保に供されているので、貴法人定款第19条に基づき、適正な事務処理を行うこと。	今後適正に処理します。		
	8 法人登記について、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条第3項に基づき、資産総額変更登記を会計年度終了後2月以内に行うこと。（再指摘）	今後適正に処理します。	翌々年度監査(H22)で確認したが、改善が不十分です。様々な事務処理、経理処理であり、継続した指導が必要と判断、事務処理体制の脆弱が原因と評価	事務処理体制の見直しと内部牽制の確立を指示 (第1回、第2回改善命令)
	9 隨意契約ができる金額の範囲を超える契約については、経理規程に基づき入札を行うこと。	今後、経理規程に基づき適正に執行していきます。		
	10 予算と決算の差異が激しいものについて、補正予算を組むなどし、適正な予算管理を行うこと。（再指摘）	今後、適正に執行していきます。		

みのり福祉会に対する監査指摘と対応状況について 「平成17年～平成22年度の5カ年分」

○基本的な監査の進め方

- ①「区分欄」の年度は、監査実施年度(監査対象は前年度決算)
- ② 監査実施後、「文書指摘事項」を法人に文書で通知して改善状況報告書の提出を求める
- ③ 翌年度監査で改善状況を実地で確認する

平成24年2月22日
福祉保健課

区分	文書指摘事項	法人の改善状況報告	当時の県の判断・対応	現在の状況
	11 各施設経理区分から本部経理区分への貸付けについては、年度内に清算すること。(再指摘)	今後、適正に執行していきます。	・翌々年度監査(H22)で確認したところ、年度内清算されていない。 →H22再指摘	不適切な経理区分間の会計処理は是正されておらず、継続指導中。 (第1回改善命令) ※清算完了には、長期間を要する見込
H20	12 財産目録について、預金残高証明書の値と一致しないので、原因を究明し一致させ、適切な資産管理を行うこと。 (向山保育園の保育所繰越積立預金：4,105,001円、財産目録には記載されているが、残高証明はなし。)(再指摘)	19年度向山保育園の資金収支差額の2,489,661円と定期預金の1,615,340円を繰越積立金に計上した。なお、2,489,661円については、3月末における未収金(市の措置費等)をあてている。	翌々年度監査(H22)で改善状況を確認したが、ずさんな事務処理、経理処理であり、指導が必要と判断、事務処理体制の脆弱が原因と評価	具体的に職員体制に踏み込んで、事務処理体制の見直しと内部牽制の確立を指示 (第1回改善命令)
H21	※当該年度は監査は未実施			
1	施設会計と本部会計、施設会計間での金銭貸借が年度内清算されていないので、本年度は年度内に清算するとともに、昨年度までの貸貸借について今後の改善策を報告すること。	返済の目途のたたない金銭消費貸借契約はしない、という方針が守られるよう、最大限の努力をするとともに、5年以内に返済するよう改善します。	改善が不十分	不適切な経理区分間の会計処理は是正されておらず、継続指導中。 (第1回改善命令) ※清算完了には、長期間を要する見込
2	授産会計から本部会計への資金異動がなされているので、授産会計に資金を返済するよう対応策を報告すること。	年度内清算出来ない借り入れはしない。また、これまでの借入金については、5年以内に返済する。		
3	職員用研修施設「実栄軒」建築を名目とした個人からの借入金と金融機関からの借入金との合計額が、建物の簿価を大きく上回っているので、借入金の使途を明らかにすること。	平成10年5月29日に借入れた38,000,000円は、実栄軒の建設費を建築会社に支払うために準備したものであり、平成10年5月29日に30,000,000円支払い、2回目を平成10年6月30日に800,000円支払い、残金は、平成10年7月末に完了している。	内容については、不透明な部分があるが、調査に限界があり、一先ず保留	内容については、不透明な部分があるが、今後の継続指導の案件として法人に実態解明を依頼し、法人が調査を継続中
H22	4 母子生活支援施設「ブルーインター」の返済金の財源に児童入所施設措置費が充てられ、民間施設給与等改善費の限度額を超えた支出となっているので、改善策を報告すること。	本部会計に可能な繰入可能な施設財源を精査して、民改費の範囲に収まるよう努力いたします。	依然、是正内容が限度額を越えた計画のままであったので改善内容は不十分と判断	民改費の限度額を越えないように、継続指導中。 (第1回改善命令) ※民改費の加算を停止中
5	理事長個人が法人に代わって支払った関金ラジュームデイサービスセンターの建築費10,000千円について法人の収入となった事実が確認できず、また、当該建築費が法人によって支払われた内容の経理処理がなされているので、当時の資金の流れを明らかにすること。	平成18年11月7日みのり福祉会の本部会計口座(金融機関・普通預金)に10,000,000円の入出金が確認され、この金員の移動で建築費に支払われたことをご理解いただきたいと思います。 1. 金融機関取引明細書 2. みのり福祉会借用書	金融機関取引明細書に10,000,000円が振込まれていることを確認。	
6	法人が施設入所者個人から預かっている金員について、法人運営費の一部に充てられ、流用されている事例や、入所者が負担すべき介護保険利用料の未払い額と個人の預かり金とを、法人が独自に判断して相殺している事例が見受けられるので、その実態を解明して、改善策を報告すること。	入所者個人別の金銭出納簿を確認して、個人と法人の金員を区別し、健全な運営に努めます。 なお、倉吉ターロイアルにおいては、既に公金と個人資金と区別して間違なく管理しております。	簿外金庫の実態解明が不十分であり、改善報告は不十分と判断	簿外金庫の実態解明と不適正支出額の返還を指導中。 (第1回、第2回改善命令)
7	現金を取り扱う施設について、現金出納簿が作成されておらず管理が不適切な事例があるので、直ちに現金出納簿を作成すること。また、法人が運営する全施設を点検し、現金出納簿の作成状況を報告すること。	全施設点検の結果、現金出納簿を作成し、適正に金銭管理しております。	改善報告のとおり改善されているかどうか、監査等で機会をとらえて、現金の管理が適正かどうか監査で確認する。	特に、簿外金庫の実態があったスターロイアルを重点的に指導中。なお、簿外金庫は既に閉鎖済。

みのり福祉会に対する監査指摘と対応状況について

「平成17年～平成22年度の5カ年分」

○基本的な監査の進め方

- ① 「区分欄」の年度は、監査実施年度(監査対象は前年度決算)
- ② 監査実施後、「文書指摘事項」を法人に文書で通知して改善状況報告書の提出を求める
- ③ 翌年度監査で改善状況を実地で確認する

平成24年2月22日
福祉保健課

区分	文書指摘事項	法人の改善状況報告	当時の県の判断・対応	現在の状況
8	法人の経理規程に基づく小口現金の限度額を超えて取引先に対する現金持参払いをしている事例があるので、改善策を報告すること。	全施設インターネットバンキングに切り替え、適切な取引を図ります。	改善報告のとおり改善されているかどうか、監査等で機会をとらえて、現金の管理が適正かどうか監査で確認する。	
9	みのりクリニックは、公益事業として取り組まれているが、法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるので、事業の将来見通しなどとともに対応策を報告すること。	平成21年3月1日に開設したが、短期間の内に医師が退職したことにより、病院運営に齟齬をきたすことになり、県の医事担当課にも医師を探して欲しい旨をお願いしたり、当法人としても大学医学部等八方を尽くして、一日も早く医師を確保し、健全な運営が出来るよう努力しております。	赤字解消の目途がない。法人本体の社会福祉事業に影響するおそれがあるため、今後の経営見通し、赤字解消の目途など、廃止を含めた抜本的な見直しが必要と判断。(現在、休止中)	今後の経営見通し、赤字解消の目途など、継続指導中。 (第1回改善命令)
10	法人と理事長及びその親族との間での土地の売買、賃貸借について、近隣の取引事例に比較して金額が割高となっている事例があるので、その内容を見直し、対応策を報告すること。	社会福祉事業推進のために、事業予定地等に適地があれば、法人としては、親族の所有地となれば頼みやすいので、まず、そのあたりから検討に入ることが多分にある。 しかし、個人については、国税の申告については総合所得において多額に課税されることが当たり前になります。 所得の約半分が税金等になれば、かえって迷惑が生じることのないようにするのが当前であると考えてのことであり、取引が発生した際は、そのような点も充分検討して取り組みたいと考えています。	改善報告の内容が不明 なお、不適正な賃貸借契約の事例が第1回改善命令後(H23.1.6)に数多く判明 →改めて改善命令を行う	不適正な土地取引があったため、改善命令で継続指導中 (第2回改善命令)
11	関金ラジュームデイサービスセンターの建設に関し、入札関係書類が見あたらないので、その事情及び今後の改善策を報告すること。	当該資料について、関金ラジュームデイサービスセンター内に保管していました。 今後本部保管とし、保存整備に努めます。 なお、他施設の建設資料についても同様に、本部管理とし、良好な管理に努めます。	ずさんな事務処理、経理処理であり、指導が必要と判断。事務処理体制の脆弱が原因と評価	具体的に職員体制に踏み込んで、事務処理体制の見直しと内部牽制の確立を指示 (第1回改善命令)
H22	12 理事会について、資料を作成せず口頭説明のみで審議されている事例があるので、適正な理事会開催を図ること。	今後、理事会開催の際には、事前に審議内容報告、及び理事会資料の作成等適切な運営に努めます。	理事会・評議員会が適正に開催されていたか、他の事案を含めて検証が必要と判断	理事会・評議員会の適切な開催と法人の意思決定の明確化、内部牽制機能の強化を指導中 (第1回、第2回改善命令)
13	施設長の退職について、実質的な退職とみなすことができないが、退職金が受け取られている事例があるので、その状況を詳しく報告すること。	・当該職員は高齢のため一度は退職を決意したが退職届を提出し、理事長も一旦は受理されたところです。 しかし、理事長は考えを翻され、復職を説得され、当人もやむなく復職したと、という経緯があります。なお、その後、退職共済に加入していません。	退職金請求と受領、復職が不自然な点があり、再発をさせない仕組みづくりが必要と判断	今後の再発防止策と改善策を促すため、改善命令による指導(第1回改善命令) ※新体制に移行後、当該事案のような事例が発生する余地は極めて低い。
14	各施設長の給与について、職務内容に応じた支給額となっていないおそれがあるので、改善策を報告すること。	各施設長の給与については、当該職員の年齢・経験年数・責任の度合い、業務の複雑さ等を勘案し、給与規程に基づきながら、理事長及び幹部職員協議の上、決定しています。	各施設長の給与が、職責、勤務形態に応じたものとなっているか、規程とその運用状況とあわせて妥当性に疑問。	機会をとらえて監査等確認してきており、不適正な事案がないか指導中。
1	平成20年度に北栄みのりデイサービスセンターの利用者のために取得した近隣土地について、土地取得から売却に至るまでの経過を報告することともに、そのことが確認できる証票書類の写し等を添付すること。 ・土地購入の目的、土地代金支払年月日 ・購入後、すぐに売却した理由 ・購入から売却に係わる理事会の審議(議決)状況 ・当該土地の利用状況(賃貸借の状況)	・土地購入の目的は、利用者の健康増進等のための菜園である。 ・栄子氏と地元農業者が農地法第3条の許可申請と許可を受けた。 ・代金支払いは法人で登記名義人は栄子氏である。 ・法人と栄子氏、土地の賃貸借契約を結ぶ。(H23.3.1～) ・理事会での審議はなく、施設長会で土地取得の意向についてふれたのみである。 月額8万円は高額なため、栄子氏に差額返還を求め、当該地の利用について再検討する。 なお、通常の農地の賃貸借料は、年額1万8千円程度	これまでの詳細な調査と検証を積み重ねてきた結果、法人と前理事長及びその親族間における極めて不適正な土地の取引、賃貸借の事例と判断	不適正な土地取引があったため、改善命令で継続指導中 (第2回改善命令)

みのり福祉会に対する監査指摘と対応状況について

「平成17年～平成22年度の5カ年分」

○基本的な監査の進め方

- ①「区分欄」の年度は、監査実施年度(監査対象は前年度決算)
- ② 監査実施後、「文書指摘事項」を法人に文書で通知して改善状況報告書の提出を求める
- ③ 翌年度監査で改善状況を実地で確認する

平成24年2月22日
福祉保健課

区分	文書指摘事項	法人の改善状況報告	当時の県の判断・対応	現在の状況
2	<p>ブルーインター(母子生活支援施設)の運動場について、地番が明らかでない財産が財産目録に存在しているので、所在を明らかにして土地所得の経緯と現在の利用状況等を報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地購入の目的と購入先(土地所有者) ・土地取得とあわせて行った造成工事費用の内訳 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入目的は、利用者のための運動場を整備するためもので、3者契約(法人・理事長の実母・土地所有者)により取得。 ・現在は、防火水槽を兼ねた池として活用している。 ・造成工事費については、入力ミスであった。 	これまでの詳細な調査と検証を積み重ねてきた結果、法人と前理事長及びその親族間における極めて不適正な土地の取引、賃貸借の事例と判断	不適正な土地取引があったため、改善命令で継続指導中 (第2回改善命令)
3	<p>簿外経理が行われてから、平成22年に至るまで、香典支出の実態について、以下の点を調査の上、報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香典全体の年度別支出額及びその件数 ・香典の支出目的別・相手方別の香典額及び件数 ・香典支出の相手先と法人との関係(関連) ・法人との関係(関連)において、香典支出の相手方とした理由 ・支出理由が不明確など、不適正支出と判断される香典の年度別支出額及びその件数 ・香典支出の際の名義人(代表者名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・香典の名義人は不明であるが、調査結果は以下とおり、整理した。 ・理事長と議員の連名による香典は可とする ・議員名のみの香典は不可とする <p>①香典支出：H13～H22の10年間を調査 ②香典件数延べ：10年間で1,196件 ③総支払額：7,295千円 ④返還見込(不適正)額：6,275千円</p> <p>・支出目的が不明確なものは、前理事長に返還を求めるが、前理事長と賃貸借している土地を取得すること(取得代金)で相殺する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な香典支出(及び役員報酬)については、債権・債務の関係が不明確で不当・不適切なおそれがある賃借地の取得との相殺は見合せ、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めるべき 	簿外金庫の実態解明と不適正支出額の返還を指導中。 (第1回、第2回改善命令)
4 H22	<p>村田 実氏に仮払いされたとされる仕訳について、理事長への仮払いか個人に対する仮払いか確認の上、以下の点について、調査の上、報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の仮払いの総額と精算の実績額 ・仮払いの目的 ・仮払いをしなければならないと判断した者及び理由 	<p>仮払いの目的は、H21.12頃からの特養ショートステイの際の外構等に要する材料費の購入代金である。</p> <p>結果として、支出しなかったため、精算して返還した。</p> <p>仮払いは施設長(前理事)の判断である。</p> <p>①仮払い件数延べ：17件(H21.12～H22.3) ②総支払額：553千円 ③総精算額：553千円</p>	仮払いの目的について、前施設長(前理事)の証言が二転三転しており、正式な文書による回答も信憑性が低いが、法人に実質的損害はない判断	
5	<p>以下の理事会・評議員会について、議事録と実際の議事内容に相違がないか確認の上、報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーインターの個人からの寄付(償還)を破棄されたとされる議案(H14.6.12開催分) ・授産施設造成工事の債務の引受けに関する議案(H20.6.23開催分) ・みのりクリニック建設関連に関する議決(H20.12.19) ・関金ラジュームデイサービスセンターの新築工事等に関する議案(H20.7.16) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの事案も、正式な手続きを踏んだ理事会・評議員会ではない。 ・施設長会に理事・評議員を兼務する施設長が出席しており、結果として理事会・評議員会が開催され、理事会・評議員会の成立要件を満たしており、議決したこととなった。 	理事会・評議員会が適正に開催されていたか、他の事案を含めて検証が必要と判断	理事会・評議員会の適切な開催と法人の意思決定の明確化、内部牽制機能の強化を指導中 (第1回、第2回改善命令)
6	<p>役員報酬の支払いについて、(役員)報酬規程にない支払実態を確認の上、支払いの実態があれば、報酬の支払の経緯、支払総額を報告すること。</p> <p>規程にない報酬の支払分は、返還等、適切な対応をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬規程にない報酬を支払った相手方 ・報酬規程にない報酬の月別支出額と正当な月別報酬額 	<ul style="list-style-type: none"> ・前理事長に規程にない賞与分を報酬で支出していた。 <p>①正当な報酬額：43,158千円(H16～H22の7年間) ②総支払い額：56,656千円 ③理事長の返還見込(不適正)額：13,498千円</p> <p>・過払いの報酬について、前理事長に返還を求めるが、前理事長と賃貸借している土地を取得すること(取得代金)で相殺する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な香典支出(及び役員報酬)については、債権・債務の関係が不明確で不当・不適切なおそれがある賃借地の取得との相殺は見合せ、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めるべき 	不適正支出額の返還を指導中。 (第2回改善命令)
7	<p>法人の不動産に設定されている根抵当権の設定状況と借入状況を調査して報告するとともに、それらが確認できる借入契約書の写し等、証票書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の借入目的、当初借入額、当初借入年月日、金利等 ・現在の償還状況、現在の償還残額、償還財源 等 	<p>根抵当に基づく貸付件数は6件となっている。</p> <p>①取引先金融機関：すべて特定の金融機関 ②当初借入額：363,300千円 ③借入目的：土地購入、手形貸付から証書貸付への乗換、等である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・借入において、前理事長の債務を法人の債務として付替えた悪質な事例が含まれている。 ・これまでの詳細な調査と検証を積み重ねてきた結果、法人と前理事長及びその親族間における不適正な土地の取引、賃貸借の事例とも関連があり、全容解明が求められる。 	借入において、前理事長やその親族間での債務を法人に付替えた悪質な事例が他にないか、指導中 (第2回改善命令)

みのり福祉会に対する公的資金の状況について(H17~H22の6カ年分)

～資金収支計算書より～

平成24年2月22日

福祉保健課

勘定科目	合計	H22	H21	H20	H19	H18	H17
介護保険等収入(公費50%+保険料50%)	3,644,198,905	811,015,419	742,317,394	598,134,543	564,304,561	523,195,912	405,231,076
介護報酬収入(施設)	1,342,596,713	238,759,893	236,137,654	229,513,290	224,432,244	208,793,851	204,959,781
介護報酬収入(居宅)	2,301,602,192	572,255,526	506,179,740	368,621,253	339,872,317	314,402,061	200,271,295
自立支援費等収入(国1/2・県1/4・市1/4)	1,312,357,167	277,703,756	273,438,845	261,985,265	268,137,178	103,401,113	127,691,010
介護給付費収入	610,761,403	157,265,985	152,720,425	143,585,732	157,189,261	0	0
自立支援費等収入	161,809,358	39,146,710	41,645,046	42,954,251	38,063,351	0	0
利用料収入	539,786,406	81,291,061	79,073,374	75,445,282	72,884,566	103,401,113	127,691,010
措置費負担金収入(国1/2・県1/4・市1/4)	367,685,247	59,458,350	62,888,626	64,268,702	63,157,618	60,423,043	57,488,908
事務費収入	344,300,802	56,134,665	57,803,231	60,089,757	59,725,868	56,705,303	53,841,978
事業費収入	23,384,445	3,323,685	5,085,395	4,178,945	3,431,750	3,717,740	3,646,930
○ 保育所運営費負担金収入 (国1/2・県1/4・市1/4)	1,522,418,560	266,168,750	249,925,030	256,992,990	246,429,920	247,463,390	255,438,480
県介護補助事業収入 処遇改善(1)	35,744,522	25,885,643	9,858,879	0	0	0	0
県補助事業(軽費老人ホーム)収入(2)(県1/2)	276,951,198	50,461,860	51,106,612	48,537,258	49,022,556	46,853,912	30,969,000
県補助金収入(減免分)	269,913,000	49,130,000	49,757,800	47,381,400	47,351,800	45,323,000	30,969,000
受託収入	7,038,198	1,331,860	1,348,812	1,155,858	1,670,756	1,530,912	0
県補助事業収入(3)	286,890,613	47,379,263	54,489,260	53,809,850	46,507,404	36,814,071	47,890,765
県補助金収入(運営費補助等)	69,546,092	1,328,048	10,906,818	10,347,250	11,925,081	14,511,200	20,527,695
県補助金収入利息補助(4)	7,176,503	989,250	1,180,713	673,720	798,680	923,440	2,610,700
県施設整備等補助金収入(5)	57,651,000	31,650,000	26,001,000	0	0	0	0
施設整備補助金収入(県)	52,251,000	26,250,000	26,001,000	0	0	0	0
設備整備補助金収入(県)	5,400,000	5,400,000	0	0	0	0	0
(単)県補助額の計(1)(2)(3)(4)(5)	664,413,836	156,366,016	142,636,464	103,020,828	96,928,640	84,591,423	81,470,465
市補助金収入	219,332,021	46,316,215	43,913,692	43,860,100	35,046,073	22,832,871	27,363,070
市町村補助金収入(※間接補助・市単独)	217,344,521	46,051,215	43,582,442	43,462,600	34,582,323	22,302,871	27,363,070
公的資金の合計	7,730,405,736	1,617,023,506	1,515,120,051	1,328,962,428	1,273,403,990	1,040,907,752	954,683,009

平成24年2月22日
福祉保健課

社会福祉法人みのり福祉会の福祉サービス施設指定状況（平成17年度以降）

年度	指定日	事業所名	サービス種別	根拠法令	備考
平成17年度	H18. 3. 1	北栄みのりデイサービスセンター	通所介護		
平成18年度	H18. 4. 1	倉吉スターロイヤル	介護予防短期入所生活介護	介護保険法	
		倉吉スターガーデン	介護予防通所介護		
		デイサービスセンター三朝みのり	介護予防通所介護		
		北栄みのりデイサービスセンター	介護予防通所介護		
平成20年度	H20. 10. 1	サンジュエリー	短期入所	障害者自立支援法 障害者自立支援法施行に伴う再指定	H18. 4. 1障害者自立支援法施行に伴う再指定
		みのりサングリーン	短期入所		
	H20. 12. 1	関金ラジュームデイサービスセンター	通所介護、介護予防通所介護		
平成21年度	H21. 9. 1	みのりクリニック	訪問リハビリテーション、 介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法	休止中
平成22年度	H22. 9. 1	湯梨浜みのりデイサービスセンター	通所介護、介護予防通所介護		